○那珂川市こども食堂実施団体登録要綱

|  |
| --- |
|  |

|  |  |
| --- | --- |
|

|  |
| --- |
|  |

 |

|  |
| --- |
|  |

(趣旨)

第1条　この要綱は、こどもの健やかな育成及び居場所づくりに寄与するため、市内でこども食堂を実施する団体を登録し、団体の活動を支援することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　こども　満18歳に満たない者をいう。

(2)　こども食堂　地域のこども及びその保護者等が気軽に立ち寄り、無料又は安価（実費相当額）で栄養バランスの取れた食事の提供等を行い、相互に交流を行う場を提供する取組をいう。

(対象者)

第3条　この要綱の規定による登録の対象となる団体は、こども食堂を実施する団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　こどもの支援を目的にしていること。

(2)　定款又は会則を備えていること。

(3)　団体の構成員が5人以上かつ特別の理由のある場合を除き、那珂川市内に在住、在勤又は在学する者がその構成人数の2分の1以上を占めていること。

(4)　団体の構成員が那珂川市暴力団排除条例（平成22年条例第15号）第2条第1項第2号に規定する暴力団員ではないこと。

(5)　営利目的、特定の政党若しくは政治団体のための活動又は特定の就業のための活動を行う団体ではないこと。

(対象事業)

第4条　この要綱の規定による支援の対象となる事業は、こども食堂の運営であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)　原則として年に3回以上、定期的に市内でこども食堂を実施すること。

(2)　1回あたりの参加者が10人以上参加できる規模で実施すること。

(3)　常時責任者を配置し、食中毒予防、感染症対策、防災等の安全に配慮して実施すること。

(4)　食事の提供における食品の安全確保を図るため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、各種法令、通知等に基づく適切な衛生管理体制を構築し、及び必要に応じて管轄の保健所に相談し、指導・助言を求めること。

(5)　事故発生時の対応のための保険に加入すること。

(6)　事故発生時の対応方法及び連絡体制を予め定めるとともに、事故発生時は速やかに市に報告すること。

(7)　参加者の食物アレルギーの有無を確認し、食物アレルギーへの対応ができない場合には、参加者への周知・注意喚起を行う等適切に対応すること。

(8)　こども食堂の規模に応じて、必要な人員体制を確保すること。

(9)　こども食堂で提供する食事は、原則として団体等のスタッフ又は参加者が調理した栄養バランスのよいものとすること。

(10)　参加者から子育て等に係る相談があった場合は、相談に応じるとともに、必要に応じて関係機関に繋げるよう努めること。

(11)　食事の提供の対価として費用を徴収する場合は、地域の実情、事業の目的等を勘案して判断すること。

(12)　団体の地元自治会に事業の理解が得られていること。

(13)　こども食堂の実施にあたっては、個人情報の適正な管理に十分配慮し、実施にあたって知り得た情報を漏らすことのないよう、個人情報の厳格な取扱いについてスタッフ等に周知徹底を図る等の対策を講じること。

(登録)

第5条　登録を希望する団体は、こども食堂実施団体登録申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1)　事業計画書（様式第2号）

(2)　団体の定款、規約、会則、設立趣意書又はこれに準ずるもの

(3)　団体の構成員名簿

(4)　その他市長が必要と認める書類

2　市長は、前項の規定により申請書の提出を受けたときは、速やかにその内容を審査し、団体に対してこども食堂実施団体登録決定通知書（様式第3号）又はこども食堂実施団体登録申請却下通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(免除)

第6条　前条により登録が決定した団体（以下「登録団体」という。）が、対象事業を実施するために別表に掲げる公の施設（以下「対象施設」という。）を使用するときは、那珂川市公民館の設置及び管理に関する条例（昭和56年条例第10号）第7条に規定する特別の事由がある場合に該当するものとし、対象施設の使用料の全額を免除する。

2　前項の規定による免除を受けようとする登録団体は、こども応援課を通じて申請を行うものとする。

(有効期間)

第7条　団体登録の有効期間は、申請書の提出があった日の属する年度の末日までとする。

2　登録団体は、前項に定める有効期間が満了する前であっても、次の各号のいずれかに該当した場合は、登録の効力を失うものとする。

(1)　対象事業を終了したとき。

(2)　第3条各号に掲げる対象団体の要件を満たさなくなったとき。

(3)　第4条各号に掲げる対象事業の要件を満たさなくなったとき。

(4)　その他市長が適当でないと認めたとき。

(実施状況等の報告)

第8条　登録団体は、こども食堂実施状況報告書（様式第5号）を、事業実施後速やかに市長に提出しなければならない。

(免責)

第9条　対象事業において発生した事故及び第三者との紛議について、市はその責任を負わないものとする。

(補則)

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第6条関係)

|  |
| --- |
| 　名称 |
| 南地区公民館 |
| 北地区公民館 |
| 東地区公民館 |